

別表3（第5条関係）

補助対象経費	補助率・補助限度額			補助要件
	業種等	出店場所		
		中心商店街区域	中心商店街隣接区域	
<p>・店舗改装に係る経費 （設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。消費税を除く。）</p> <p>（注） ただし、事業の用に供さない部分を含む場合は、業務の用に供す部分の割合を補助対象とする。 設備購入費については、店舗内に固定化するものとし、容易に移動が可能なものは除く。</p>	飲食業	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は150万円	補助対象経費の1/3以内 補助限度額は100万円	<p>補助金を申請しようとする者は、出店計画策定時より運営主体の経営サポートを受けなければならない。なお、経営サポートを受ける際には、必要書類（財務書類等）を提出する必要がある。また、補助金受領後、1年間、運営主体の経営サポートを受けなければならない。</p> <p>申請者は、審査会に出席しなければならない。</p> <p>物件賃借料に係る補助金を受けた場合で、賃借の開始日から1年以内に当該賃借料の減額があった場合は、遅滞なく運営主体に報告するものとし、交付した補助金の額と減額後の賃借料で算出した額の差額を返還しなければならない。</p>
	飲食以外の小売・サービス業	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は100万円	補助対象経費の1/3以内 補助限度額は70万円	
	事務所	中心市街地区域		
		補助対象経費の1/2以内 補助限度額は50万円	次の各号の全てに該当する場合は、左記補助限度額に50万円を加算 (1) 建物が中心商店街に立地していること。 (2) 建物が2階建て以上であること。 (3) 2階以上のフロアに位置する空店舗に新たに事務所を開業する個人又は法人が申請すること。	
<p>・物件賃借料 開業日から12か月分の物件賃貸料（敷金、礼金、共益費その他これに類する経費並びに消費税額及び地方消費税額を除く。）</p>	事務所	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は60万円		